

## 南部なおとファンクラブ会則

### <第一章 総則>

- (名称) 「南部なおとファンクラブ」と称します。(以下「ファンクラブ」と略します)
- (目的) 南部なおとを応援し、「盛春歌」を始め南部なおとの歌と楽曲を日本全国に広め親しまれるようにすることを目的とする会です。
- (活動) ライブ案内、ファンクラブ通信などを、Eメール、FAX、郵送などで配信・発行します。
- (規約) ファンクラブの提供するサービス等の運営並びに諸業務は南部オフィスが行ないます。

### <第二章 会員>

- (入会) • ファンクラブ会員(以下「会員」と略します)資格は、第一章(目的)に賛同された方とします。
- ファンクラブに入会される方は、全てこの規約に同意いただいたものとみなします。
- (会費) 入会金・年会費は不要です。
- (規約) • 本規約において「会員」とは、日本国内にてファンクラブの指定する手続きに基づき、ファンクラブ所定の方法にて入会を申込み、ファンクラブがこれを承認した個人とします。ファンクラブは、会員が以下の①～④に該当する場合には、入会を拒否する場合があります。
- ① 入会の際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、虚偽の申告を行うこと
  - ② 既に会員登録をしていたり、または同一個人で複数の会員登録をすること
  - ③ 過去に強制的に南部なおとファンクラブを退会処分にさせられたことがあること
  - ④ 個人で楽しむ以外の目的で会員の地位や権利を利用する意図があるなどのおそれがあると認められること
- 住所、電話番号、その他の登録情報に変更が生じた場合、会員は速やかに所定の変更手続きを行なうものとします。会員から前項の届け出がなく、ファンクラブからの送付物等が延着および未着となった場合は、ファンクラブは一切の責を負いません。会員は、ファンクラブ会員特典を受けることができます。会員特典の内容は随時変更されます。ファンクラブは、本規約を予告なく改訂することができます。
- 改訂された本規約については、ファンクラブより告知されるものとし閲覧可能となった時点から効力を有するものとします。

(禁止事項) 会員は、以下に該当する行為を禁止します。

- ① 第一章の目的に反する行為
- ② 会員資格の売買・譲渡・名義変更・架空名義の使用・名義の借用・住所/電話番号の借用、南部なおとの著作、会報、オリジナル商品の無断複製、転載および再配布する行為。南部なおと、ファンクラブ他の会員およびファンクラブの財産、名誉、信用、プライバシー等の権利を侵害する行為。南部なおとあるいはファンクラブに連絡や面会を強要する行為。
- ③ ファンクラブから会員へ告知する全ての媒体上の情報を他のあらゆる媒体に転載することや、会員以外の第三者に漏洩すること。
- ④ その他ファンとしての品位を欠く行為及びファンクラブの運営に支障を及ぼす行為

(会員資格の喪失) 以下の項目に該当する場合、ファンクラブ会員資格を失うものとします。

- ① 会員がファンクラブからの退会を希望する場合、有効期限満了後または退会手続き完了後の会報送付を停止し会員の権利・地位を失います。ただし、会員が本規約(禁止事項)②より強制的に退会させられた場合はこの限りでなく、強制退会処分を以て会員の権利・地位を即時に失い、以降一切の役務の提供を受けることはできません。
- ② 会員が上記に定める禁止事項を行な、ファンクラブより強制退会を宣告された場合

(免責) 会員に送られるすべての通知およびその他の文書は、登録されたメールアドレスまたは住所宛てに送信または郵送されるものとします。

申込期限のあるお知らせを確認しないまま期限を過ぎた場合、お申込みの権利は消失します。受付締切り後のお問い合わせはお受けできません。告知はインターネットホームページや電子メール等の他の媒体と並行して発行する場合があります。発送に関する運送機関の事故や業務不履行に関して当社では責を負いません。

(個人情報の取り扱いについて) ファンクラブは、入会時やイベントに参加申込をされる際にお名前ほかの個人情報を登録いただきます。収集した個人情報は、会員情報管理および申込情報処理のみを目的とします。

- ① 収集された個人情報は、ファンクラブによって管理・保守されます。ご登録いただいた内容は厳重に管理され、登録いただいたご本人の事前の了承なく、管理者以外に開示することはありません。原則として会員の個人情報は開示しません。ただし、利用者が第三者に不利益を及ぼすとファンクラブが判断した場合、提供情報および登録内容などを当該第三者や警察または関連諸機関に通知することができます。また、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、提供情報および登録内容などについての開示を求められた場合、ファンクラブはこれに応じて情報を開示することができます。あるいはファンクラブの権利や財産を保護する目的で開示することができます。
- ② 機密保持契約に基づいて、ファンクラブはメンバー情報と第三者のデータを照合することができます。また、会員が自己の個人情報を確認する場合は、会員本人であることの確認を求めることがあります。

### <第三章 その他の事項>

(紛争の解決) ファンクラブ運営に関して、疑義や問題が生じた場合には、ファンクラブと会員の間で双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。協議しても解決しない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

付則 この規約は平成19年10月1日から施行します。  
この規約は平成28年3月1日に一部修正しました。